

函館市特定不妊治療費助成事業助成金交付要綱

第1 目的

この要綱は、函館市特定不妊治療費助成事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づいて、特定不妊治療費助成金の交付に必要な事項等を定めるものである。

第2 交付の目的

この助成金は、特定不妊治療を受けた住民の経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

第3 交付の対象

この助成金は、実施要綱第4条に定める対象者に交付するものとする。

第4 交付額の算定

この助成金の交付額は、実施要綱第5条に定める額とする。

第5 交付の条件

この助成金の交付の決定には、次の条件を付すものとする。

- (1) 虚偽の申請その他不正な行為があった場合は、この助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し既に交付された助成金があるときは、その返還を命ずることとする。
- (2) 助成金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を市に納付しなければならない。

第6 交付申請

助成金の交付の申請をしようとする者は、特定不妊治療費助成申請書（実施要綱別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて治療が終了した日の属する年度内に速やかに市長に申請しなければならない。ただし、助成を受けようとする者が、必要な書類の準備に時間を要するなど、特別な事情により治療が終了した日の属する年度内に申請できなかった場合においては、翌年度の5月末日までに申請することができるものとする。

- (1) 特定不妊治療受診等証明書（実施要綱別記第2号様式）
- (2) 夫婦が同一の世帯である場合は、世帯分の住民票（記載事項（個人番号を除く。）を省略していないもの）および戸籍謄本（発行日から3か月以内のもの）
- (3) 夫婦が世帯を別にしてしている場合は、両名の居住地の住民票および戸籍謄本（発行日から3か月以内のもの）
- (4) 夫及び妻の所得額を証明する書類
- (5) 治療及び調剤に係る領収書（指定医療機関で指示された他の医療機関の検査等に係る領収書を含む。）

第7 助成金の交付

助成金は、実施要綱第7条に定める通知後、速やかに交付するものとする。

第8 その他

この要綱の実施に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年6月20日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年2月3日から施行し、令和3年1月1日以降に終了した特定不妊治療および男性不妊治療を対象として実施要綱本則のほか、令和3年2月3日改正実施要綱附則を適用する。